



2026年 4月24日

各 位

会社名 市光工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 ヴィラット クリストフ
(コード番号：7244、東証プライム)
問合せ先 執行役員 CFO 白戸 裕之
(TEL 0463-96-1442)

株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年6月1日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 55,316株
(3) 発行価額	1株につき515円
(4) 発行総額	28,487,740円
(5) 割当予定先	当社の取締役4名 31,715株 執行役員4名 23,601株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2020年3月26日開催の第90回定時株主総会において、中長期的な業績に連動した報酬制度を導入することにより、当社の取締役及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、取締役等を対象とする報酬制度として、事後交付型株式報酬の付与（以下「本制度」といいます。）を導入し、2022年3月25日開催の第92回定時株主総会において、当社の組織改編の状況及びCSRへの積極的関与への評価を適切に反映した報酬制度とするため、在任条件に関する例外、およびCSRに関する目標の達成度に応じた報酬部分を設定する等改定することを、ご承認をいただいております。本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

本制度に基づき、2023年4月21日の取締役会において、基準交付株式数の総数を57,626株と決定し、業績評価期間終了後の本日の取締役会において、財務業績条件交付、サステナビリティ条件交付率並びにダイバーシティ条件交付率及び報酬の支給条件を確認し、最終交付株式数の総数を55,316株と決定し、自己株式の処分とはせず、新株式の発行により支給することとしました。

【本制度の概要等】

1. 概要

本制度には、次の3つのタイプの株式報酬制度が含まれています。

(i) 業績評価型パフォーマンス・シェア・ユニット

対象取締役に対する本制度に基づく報酬を付与することを決定する取締役会（以下「当初取締役会」といいます。）の開催日の属する事業年度から始まる連続した3事業年度（以下「業績評価期間」といいます。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、当初取締役会の開催日の属する事業年度において開催された定時株主総会の日から業績評価期間終了後の最初の定時株主総会の日までの期間（以下「対象期間」といいます。）の終了後に交付するタイプの株式報酬

(ii) CSR成果評価型パフォーマンス・シェア・ユニット

業績評価期間におけるサステナビリティ目標およびダイバーシティ目標の達成度に応じて算出される当社株式を、対象期間終了後に交付するタイプの株式報酬

(iii) リストリクテッド・ストック・ユニット

業績評価期間に対象取締役が継続して取締役の地位に在任することにより、事前に定める数の当社株式を、対象期間終了後に交付する種類の株式報酬

具体的には、下記にて定める算定方法により、上記(i)ないし (iii) の種類の株式報酬相当分の当社株式を交付するため、対象期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行または自己株式の処分の際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

当社が本制度に基づき当社の取締役に交付する株式数は、1事業年度において、取締役1名当たり20,000株（ただし、社外取締役にについては1名当たり3,000株）以内、取締役全員で合計200,000株（うち、社外取締役全員で合計10,000株）以内とします。

【本制度における金銭報酬債権の額】

1. 金銭報酬債権の額の算定方法

各対象取締役に対して支給されることとなる金銭（金銭報酬債権）の額については、本制度により対象取締役に対して最終的に交付する株式数（以下「最終交付株式数」といいます。）に、対象期間終了後2カ月以内に開催される当該交付のための株式の発行または自己株式の処分を決定する取締役会の決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（以下「当社株式終値」といいます。）を乗じることにより算定されます。

$$\text{対象取締役に支給する金銭（金銭報酬債権）の額} = \text{最終交付株式数} \times \text{当社株式終値}$$

2. 最終交付株式数の算定方法

最終交付株式数は、対象取締役ごとに定められる、取締役に選任された月（取締役に再任されている場合には、直近の再任された月とします。）の翌月の月額報酬に2を乗じた額（但し、当初取締役会において当該額よりも少ない額とすることを決定したときは、その決定された額）（以下「報酬基準額」といいます。）を、対象期間開始当初の当初取締役会の決議（以下「当初取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。以下「基準株価」といいます。）で除して算出される株式数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。以下「基準交付株式数」といいます。）に下記算定式のとおりの一定の割合を乗じることにより算定します。

なお、対象取締役全員の報酬基準額の1事業年度当たりの総額は、本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、40百万円（うち社外取締役分6百万円）を上限とし、各対象取締役の具体的な金額は、報酬基準額に関する上記の定めに従い取締役会において決定することとし、上記の定めに従い計算した報酬基準額の総額が上記の上限を超えることとなる場合には、上限の範囲に収まるよう取締役会において合理的に調整するものとします。

(最終交付株式数の算定式)

$$\begin{aligned} \text{最終交付株式数} = & \\ & \text{(i) 基準交付株式数 (①)} \times 40\% \times \text{財務業績条件交付率 (②)} + \text{(ii-a) 基準交付株式数 (①)} \times 5\% \times \text{サステナビリティ条件交付率 (③)} + \text{(ii-b) 基準交付株式数 (①)} \times 5\% \times \text{ダイバーシティ条件交付率 (④)} + \text{(iii) 基準交付株式数 (①)} \times 50\% \end{aligned}$$

① 基準交付株式数

基準交付株式数は以下の式により算出されます。

$$\text{基準交付株式数} = \frac{\text{対象取締役の報酬基準額}}{\text{基準株価}}$$

② 財務業績条件交付率

財務業績条件交付率は、業績評価期間である3事業年度に係る確定した連結貸借対照表および連結損益計算書により算出されるROA（Return on Asset、総資産利益率）および営業利益率の目標を業績評価期間中の事業年度毎に、原則として当該事業年度に開催される定時株主総会の日から2カ月以内に開催される取締役会決議において毎年定め、その目標の達成程度に応じて、以下のとおり0%から100%の範囲内で算出されます。

達成程度	交付率
ROAおよび営業利益率の両方の目標を3事業年度継続して達成した場合	100%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を3事業年度継続して達成し、他の指標の目標を2事業年度（連続する2事業年度に限らない。）のみ達成した場合	90%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を3事業年度継続して達成し、他の指標の目標を1事業年度のみ達成した場合	80%
ROAまたは営業利益率の両方の目標を2事業年度（連続または共通する2事業年度に限らない。）のみ達成した場合	80%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を3事業年度継続して達成し、他の指標の目標を3事業年度とも達成しなかった場合	70%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を2事業年度（連続する2事業年度に限らない。）のみ達成し、他の指標の目標を1事業年度（上記と共通する1事業年度に限らない。）のみ達成した場合	70%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を2事業年度（連続する2事業年度に限らない。）のみ達成し、他の指標の目標を3事業年度とも達成しなかった場合	60%
ROAまたは営業利益率の両方の目標を1事業年度（共通する1事業年度に限らない。）のみ達成した場合	60%
ROAまたは営業利益率の片方の目標を1事業年度のみ達成し、他の指標の目標を3事業年度とも達成しなかった場合	50%
上記のいずれも当てはまらない場合	0%

ROAは、以下の式により算出されます。営業利益率は、以下の式により算出されます。

$$ROA(\%) = \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \div \text{総資産} \times 100$$

$$\text{営業利益率}(\%) = \text{営業利益} \div \text{売上高} \times 100$$

③ サステナビリティ条件交付率

サステナビリティ条件交付率は、業績評価期間である3事業年度に係る、二酸化炭素排出量の削減目標を、原則として当該業績評価期間の最初の事業年度に開催される定時株主総会の日から2カ月以内に開催される取締役会決議において定め、その目標を達成した場合には100%、達成しなかった場合には0%の交付率とします。

④ ダイバーシティ条件交付率

ダイバーシティ条件交付率は、業績評価期間である3事業年度に係る、当社および当社子会社における女性従業員数の増加目標を、原則として当該業績評価期間の最初の事業年度に開催される定時株主総会の日から2カ月以内に開催される取締役会決議において定め（なお、増加目標は業績評価期間末日の数が、業績評価期間直前の事業年度末日の数の1.5倍となることを基本とし、1.2倍から3倍までの間で決定します。）、その目標を達成した場合には100%、達成しなかった場合は0%の交付率とします。

【本制度に基づく報酬の支給条件】

対象取締役が、対象期間中継続して当社の取締役または執行役員として在任することを条件とします。対象期間内において取締役または執行役員のいずれの地位からも退任した場合（退任した直後に取締役または執行役員に再任した場合は含みません。）には、当該対象取締役に対して本制度に基づいて金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。ただし、以下に定める場合を除きます。

- 死亡：対象取締役が対象期間中に死亡した場合、死亡した対象取締役の相続人から死亡の通知を受けることを条件に、リストラクテッド・ストック・ユニット部分の100%に相当する数の株式を死亡から合理的期間内に交付します。なお、その算定においては、当社株式終値の代わりに、基準株価を用います。
- 障害者：対象取締役が対象期間中に、障害者基本法第二条第一号に定める障害者となり、当社取締役会で、当該対象取締役が業務執行することができないと判断した場合、リストラクテッド・ストック・ユニット部分の100%に相当する数の株式を当該取締役会判断から合理的期間内に交付します。なお、その

算定においては、当社株式終値の代わりに、基準株価を用います。

- (3) 正当事由による退任：対象取締役が対象期間中に任期満了、または取締役会が正当と認める事由により退任した場合、上記の金銭報酬債権の額および最終交付株式数の算定方法に従って算定される数の株式を対象期間終了後に交付します。

【払込金額の算定根拠及びその具体的内容】

財務業績評価交付率につきましては、業績評価期間のROA及び営業利益率の目標を以下のように定めましたが、2023年度及び2025年度につきましては、ROA及び営業利益率の両方の目標を達成したものの、2024年度についてはROAのみの目標しか達成できなかったため、上記【本制度における金銭報酬債権の額】に記載のテーブルにおける「ROAまたは営業利益率の片方の目標を3事業年度継続して達成し、他の指標の目標を2事業年度（連続する2事業年度に限らない。）のみ達成した場合」に該当し、90%としております。

(%)

目標/実績	ROA	営業利益率
2023	4.4/6.1	4.3/5.1
2024	3.9/3.9	5.2/3.9
2025	3.0/5.1	4.5/5.0

サステナビリティ条件交付率とダイバーシティ条件交付率につきましては、サステナビリティ目標およびダイバーシティ目標ともに達成しており、100%としております。

上記の財務業績評価交付率90%及びサステナビリティ条件交付率並びにダイバーシティ条件交付率100%で、【本制度における金銭報酬債権の額】財務業績条件交付率に記載の最終交付株式数の算定式で株式数を計算して、その総数が55,316株となります。

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年4月23日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である515円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的なもの、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上